

富士大学における「ハラスメント」防止の取り組みについて

富士大学（以下、本学）では、ハラスメント（セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、その他のハラスメント）行為が人としての人格や尊厳を侵害し、名誉を傷つけることから、法律（憲法・男女雇用機会均等法・男女共同参画社会基本法等）に基づき、全ての学生や教職員が等しくハラスメントのない快適な環境で学び、研究し、働くことができるように規則を定めて学内にハラスメント防止委員会を組織し、必要な措置・対応に努めています。

1. 防止体制

本学では、ハラスメント防止委員会（以下、防止委員会）を設置し、学長がハラスメントの防止等について総括しています。また、各担当所属の長（各科長、事務局長、各部長など）が職員の就労および学生の修学に関する確保に努め、問題が生じたときは直ちに対処し、その旨、防止委員会へ報告することになっています。

2. 防止委員会

防止委員会は、委員長（教員）、副委員長（教員）および委員（相談員兼務）若干名（教員4名・事務職員3名）により組織し、防止のための企画・立案を行っています。また、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、当事者のプライバシーを守りながら、必要な調査・対応に努めることにしています。

3. 相談窓口

学内には、ハラスメントの苦情相談に対応するため、7名の相談員（氏名など学内掲示）を置き周知に努めています。また、相談員は、苦情相談に対する指導および助言を行い、その内容について防止委員会委員長へ報告することになっています。

4. 管理・運営

ハラスメントを防止するために、富士大学「ハラスメント」の防止に関する指針（別添掲載）に基づき、管理・運営に必要な規則を定めて周知に努めています。

問合せ先：学校法人 富士大学ハラスメント防止委員会事務局

〒025-8501 岩手県花巻市下根子450-3

電話：0198-23-6221

Fax：0198-23-5818

E-mail：syomu@fuji-u.ac.jp